

# 青梅市特別支援教育実施計画

## 第七次計画

令和8年度～令和10年度（2026～2028）



青梅市教育委員会



## はじめに

特別支援教育は、一人ひとりの子どもたちが持つ可能性を最大限に引き出し、将来の自立と社会参加を目指す教育のあり方です。全ての子どもたちが公平に、個性や能力を伸ばしていける環境を整備することは、教育行政が担う重要な使命といえます。特に、障害や発達上の特性を抱える子どもたちに寄り添い、適切な支援を提供することは、現代社会における教育の不可欠な責任です。

近年、学校や地域における特別支援教育およびインクルーシブ教育は着実に進展しており、教育現場では、専門知識を持つ教職員の配置や多様なニーズに応える体制が整備され、多くの取り組みを行っています。

しかしながら、社会情勢の変化や子どもたちを取り巻く環境の複雑化を背景に、保育所や幼稚園、小・中学校、高等学校との連携強化や、より柔軟かつ実効性のある支援体制の構築が求められています。

本計画は、令和7年度をもって「青梅市特別支援教育実施計画第六次計画」の計画期間が終了することを受け、令和8年度から令和10年度（2026～2028）までの本市の特別支援教育に関する方向性および具体的な施策を示すものです。

この計画では、誰もが必要な支援を受けることができる環境を整備し、特別支援教育およびインクルーシブ教育の理念を具現化することを目指しています。

さらに、教職員の育成、学びの場の創造、保護者や地域との連携強化といった多面的なアプローチで、より質の高い教育の実現に取り組んでまいります。

特別支援教育の充実は、社会全体の包容力を高めるとともに、全ての人がともに交流し支え合う共生社会の実現につながるものです。本計画の着実な実行を通じて、児童・生徒一人ひとりの笑顔と可能性を広げるため、日々の取り組みを進めてまいります。

最後に、この計画の策定に当たり青梅市特別支援教育推進協議会の委員の皆様をはじめ、温かい御指導、御助言をいただきました全ての皆様に厚くお礼申し上げます。

令和8年3月

青梅市教育委員会 教育長 橋本 雅幸

# 目次

I 計画の概要	7	III 青梅市の義務教育段階における特別支援教育推進に向けた具 体的施策	17
1 計画策定の目的		指針1 発達障害を含め障がいのある児童・生徒の子に応じた指導 を充実していきます。	18
2 基本理念および指針		(1) 就学支援シートの有効活用	
3 計画期間		(2) 連携型個別指導計画の作成と活用	
II 青梅市の義務教育段階における特別支援教育の現状	11	(3) 特別支援学級介護員、学校教育活動支援員およびスクール カウンセラー等の配置の拡充	
1 第六次計画の取り組み状況		(4) 知能検査・発達検査の有効活用	
2 特別支援学級等の設置状況		指針2 学校・家庭・地域および関係機関との連携などによる 特別支援教育の体制を整備していきます。	22
3 全児童・生徒に占める特別支援学級等在籍児童・生徒の割合		(1) 巡回・訪問相談の実施	
4 特別支援学級等在籍児童・生徒数の推移		(2) 幼稚園・保育所等との連携による就学移行支援体制の充実	
(1) 知的障害固定学級		(3) 就学相談体制の充実	
(2) 自閉症・情緒障害固定学級		(4) 特別支援学校との連携による支援体制の構築	
(3) 言語障害・難聴通級指導学級		(5) 学校間の連携による中学校・高等学校への移行支援、 進路指導の充実	
(4) 特別支援教室		(6) 明星大学等との連携	
		(7) 医療的ケア体制の確立	

指針3 特別支援教育に関する教員・支援員等の専門性の向上を  
図り、学校における指導力を高めていきます。 . . . . . 26

- (1) 校内委員会の充実等による校内連携の促進
- (2) 特別支援教育に関する研修の充実
- (3) 特別支援教育コーディネーターの資質の向上

指針4 児童・生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、教育  
環境の整備を進めていきます。 . . . . . 28

- (1) 特別支援学級の増級・新設
- (2) 特別支援教室の充実
- (3) 特別支援学級等の指導内容の充実
- (4) ICT利活用の推進

指針5 特別支援教育に対する理解を全ての市民に広げていきます。  
. . . . . 30

- (1) 特別支援教育・インクルーシブ教育への理解・啓発活動の推進
- (2) 副籍制度の推進
- (3) 交流および共同学習の推進
- (4) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

IV 計画の推進体制 . . . . . 33  
・青梅市特別支援教育推進協議会設置要綱

V 参考資料 . . . . . 36  
・こどもへのアンケート結果

- ・青梅市特別支援教育実施計画第七次計画の策定経過
- ・青梅市特別支援学級設置状況一覧
- ・青梅市特別支援教室設置状況一覧
- ・小・中学校特別支援学級、特別支援教室の配置図
- ・青梅市立の小・中学校と特別支援学級、特別支援教室、  
周辺の特別支援学校

VI 用語解説 . . . . . 42  
(本文中の\*が付された用語について解説を掲載しています。)



# I 計画の概要

## 1 計画策定の目的

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育<sup>\*1</sup>」への転換が図られて以降、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の発効、発達障害者支援法の改正、教育振興基本計画の閣議決定など、社会状況が大きく変化してきました。東京都においても、「東京都特別支援教育推進計画」の策定により、特別支援教育の推進に関する展望が明らかにされ、各実施計画により具体的取組の内容や実施時期が示されています。現在は、令和7年度からの「東京都特別支援教育推進計画（第二期）、第三次実施計画」により、特別支援教育の充実を図るとしています。

青梅市では、このような国、都の動向を踏まえ、発達障害を含め障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて、必要な教育的支援を行うために、「青梅市特別支援教育基本計画」を策定し、特別支援教育の展開に向けた基本的な方向を示しました。その後、各実施計画により具体的施策を展開し、特別支援教育・インクルーシブ教育<sup>\*2</sup>を推進してきました。

第六次計画が、令和7年度をもって計画期間が終了を迎えることから、これまでの計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、この間の社会状況の変化や新たな課題に適切に対応し、本市の特別支援教育・インクルーシブ教育をさらに推進していくため、「青梅市特別支援教育実施計画第七次計画」を策定しました。



## 2 基本理念および指針

「青梅市特別支援教育基本計画」に示されている基本理念および指針を踏まえ、本計画の基本理念および指針を以下のとおり掲げ、これにもとづき、具体的な施策を実施していきます。

### (1) 基本理念

発達障害<sup>\*3</sup>を含め障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力を伸長するため、学校・家庭・地域および関係機関との密接な連携のもとに、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した特別支援教育の展開を目指し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与します。

### (2) 5つの指針

#### 指針1

発達障害を含め障がいのある児童・生徒の個に応じた指導を充実していきます。

#### 指針2

学校・家庭・地域および関係機関との連携などによる特別支援教育の体制を整備していきます。

#### 指針3

特別支援教育に関する教員・支援員等の専門性の向上を図り、学校における指導力を高めしていきます。

#### 指針4

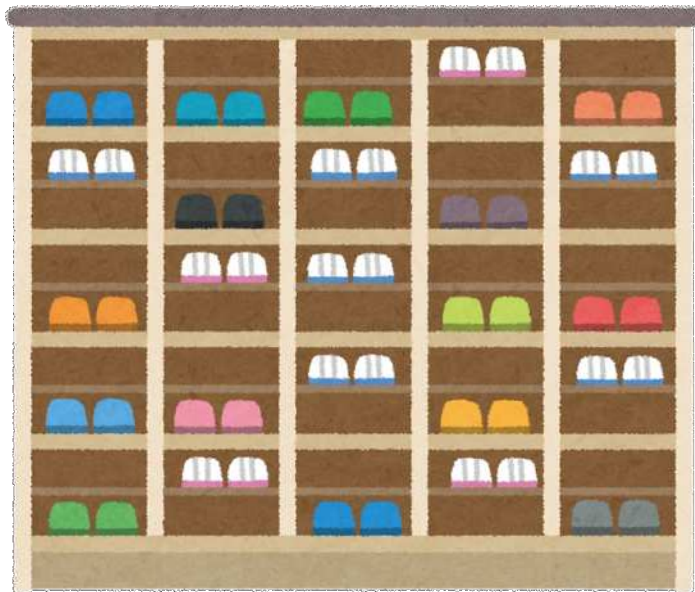
児童・生徒の多様な教育ニーズに対応するため、教育環境の整備を進めていきます。

#### 指針5

特別支援教育に対する理解を全ての市民に広げていきます。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和10年度（2026～2028）の3年間とします。  
ただし、国や東京都の動向および青梅市における特別支援教育の進捗状況や児童・生徒の状況などに応じて、計画期間の見直しを行う場合があります。



# Ⅱ 青梅市の義務教育段階に おける特別支援教育の現状

## 1 第六次計画の取り組み状況

青梅市では、特別な支援が必要な児童・生徒の増加傾向が続くなか、令和4年度に策定した「青梅市特別支援教育実施計画第六次計画」にもとづき、特別支援教育にかかる各種施策を展開してきました。

「指針1 発達障害を含め障がいのある児童・生徒の個に応じた指導を充実していきます」に関しては、人手不足や発達検査に時間がかかるなどの課題があったものの、就学支援シートの利用促進や介護員等の配置拡充および待遇改善を図りました。

「指針2 学校・家庭・地域および関係機関との連携などによる特別支援教育の体制を整備していきます」に関しては、関係機関とのさらなる連携が求められていることから、巡回・訪問相談の継続、就学相談体制等の強化を図り、体制の充実を図りました。

「指針3 特別支援教育に関する教員・支援員等の専門性の向上を図り、学校における指導力を高めていきます」に関しては、特別支援教育コーディネーターの負担軽減が課題として残っているものの、校内委員会のさらなる充実を図るとともに特別支援教育に関する各種研修を充実させ、教職員等の専門性向上を図りました。

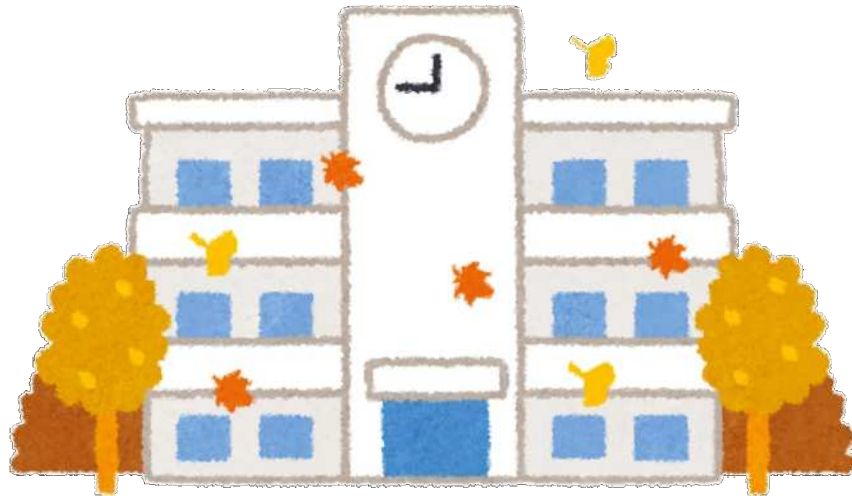
「指針4 児童・生徒の多様な教育ニーズに対応するため、教育環境の整備を進めていきます」に関しては、児童・生徒総数が減少している一方、特別な支援が必要な児童・生徒数は増加傾向にある状況や、将来的な学校再編に伴う影響も考慮する必要がある中、各学校の状況に応じた増級、移転およびICT化により教育環境の整備を図りました。

「指針5 特別支援教育に対する理解を全ての市民に広げていきます」に関しては、リーフレットの配布、理解研修の実施および就学相談時の丁寧な説明を行ったことも、特別な支援が必要な児童・生徒の増加傾向の要因の一つとなっていると考えられ、市民の理解は進んできたと捉えています。また、多種多様な障害に対応するため、先進地への視察を行い、より良い方策を研究しながら、特別支援教育およびインクルーシブ教育の推進に取り組みました。

今後、取り組むべき課題はあるものの、以上のことおよび特別支援学級のこども達から「学校は楽しい」との意見があったことから、第六次計画の具体的施策は、順調に進められたと考えています。

## 2 特別支援学級等の設置状況

令和7年度現在、青梅市立小・中学校に、知的障害固定学級、自閉症・情緒障害固定学級、言語障害・難聴通級指導学級、特別支援教室を設置しています。

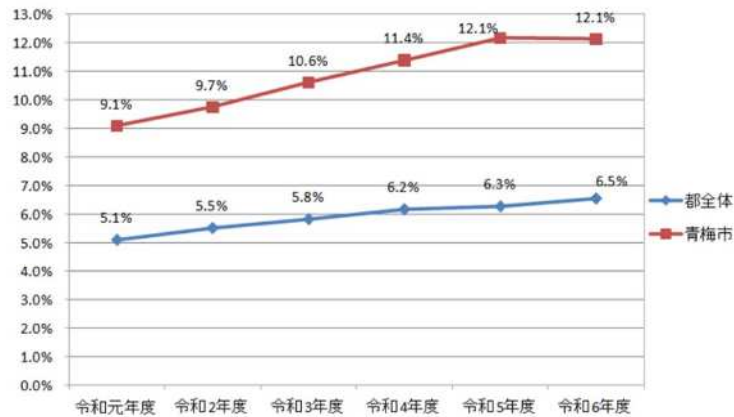


区分	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度			
	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数		
小 学 校	固 定	知的障害	3	14	3	14	3	14	3	14	3	15
		自閉症 情緒障害	3	23	3	25	3	26	3	26	3	28
	通 級	言語 障害	1	4	1	4	1	4	1	3	1	4
		難 聴	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特別支援教室	16	/	16	/	16	/	16	/	16	/	
中 学 校	固 定	知的障害	2	11	2	10	2	12	2	12	2	13
		自閉症 情緒障害	3	11	3	11	3	12	3	14	3	16
	通 級	情緒 障害等				/	/	/	/	/	/	/
		特別支援教室	10	/	10	/	10	/	10	/	10	/

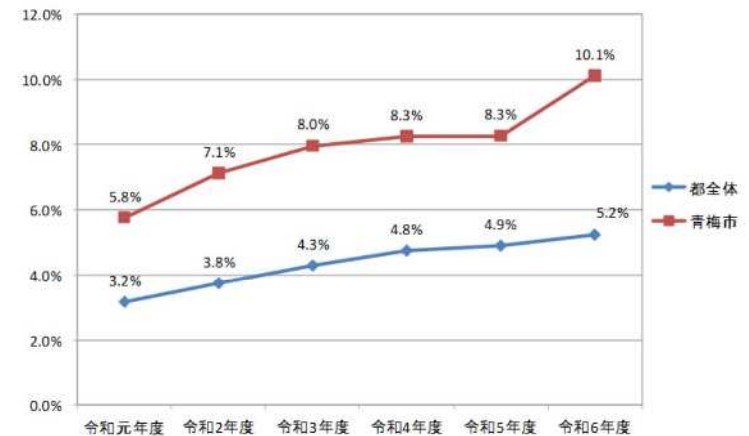
※特別支援教室には学級数の考え方はありません。

### 3 全児童・生徒に占める特別支援学級等在籍児童・生徒の割合

#### (1) 小学校



#### (2) 中学校



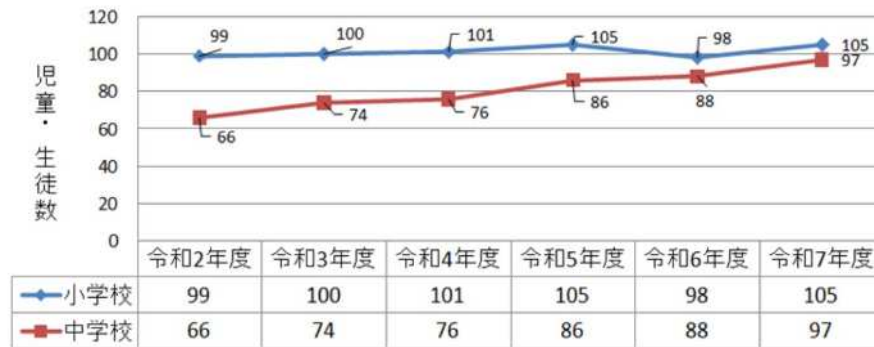
東京都全体との比較では、青梅市の全児童・生徒に占める特別支援学級等在籍児童・生徒の割合の推移は、同様の傾向にあるものの、その割合は、小・中学校ともに都全体より高い状況にあります。

これは、特別支援学級等在籍児童・生徒が、本市、都全体ともに増加していますが、本市では総児童・生徒数が減少しているのに対し、都全体では増加していることから、差が大きくなっています。

※各グラフは東京都のデータをもとに作成しています。

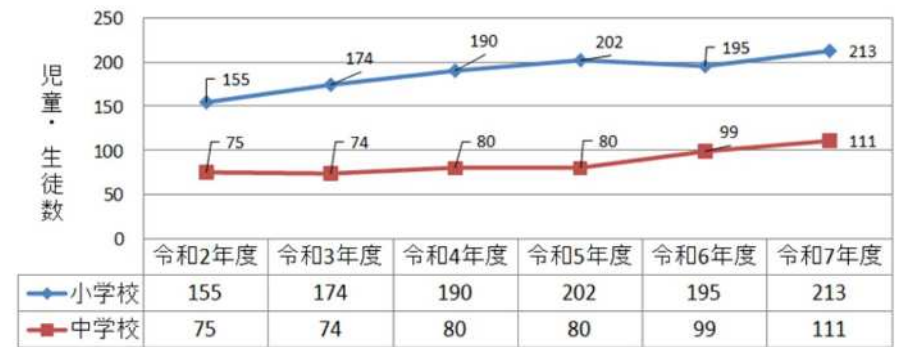
## 4 特別支援学級等在籍児童・生徒数の推移

### (1) 知的障害固定学級



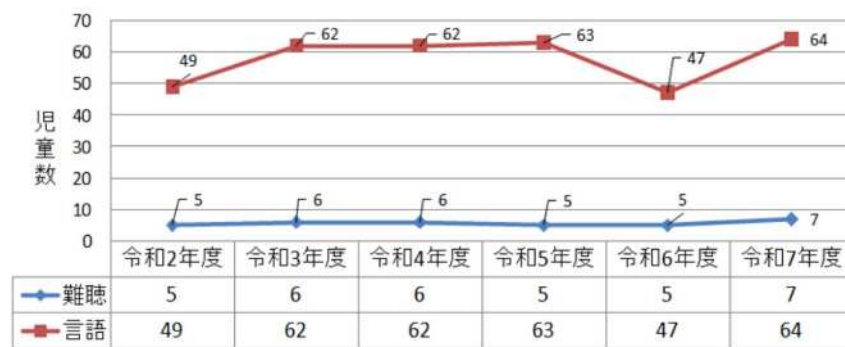
知的障害固定学級は、小学校3校、中学校2校に設置しています。在籍児童・生徒数は、近年ではほぼ横ばいの状況でしたが、令和7年度は増加となっています。

### (2) 自閉症・情緒障害固定学級



自閉症・情緒障害固定学級は、小学校、中学校とも3校に設置しています。在籍児童・生徒数は、小学校、中学校とも増加傾向にあります。

### (3) 言語障害・難聴通級指導学級



言語障害・難聴通級指導学級は、河辺小学校のみに設置しています。利用児童数は、難聴学級は横ばい、言語障害学級は、令和6年度に減少しましたが、全体的に横ばいとなっています。

### (4) 特別支援教室



特別支援教室は、従来の通級指導体制とは異なり、在籍校で特別な指導を受けることができるよう全校に設置し、多くの児童・生徒が利用しています。利用者数は、小学校は近年微増、中学校は増加しています。

(各表の人数は各年5月1日付です)

# III

## 青梅市の義務教育段階における 特別支援教育推進に向けた 具体的施策

## 指針 1 発達障害を含め障害のある児童・生徒の個に応じた指導を充実していきます。

### (1) 就学支援シートの有効活用

家庭や幼稚園・保育所等での生活の様子や今まで大切にしてきたこと、配慮してきたことを就学予定の小学校に引き継ぐために、就学支援シートを作成しています。

平成19年度から導入した就学支援シート<sup>\*4</sup>は、近年、児童数の減少に伴い提出数は減少している一方、提出率は就学児童数全体の26～30%で推移しており、多摩地区各市の提出率が10%から20%程度が多い中、青梅市の特別な支援が必要な児童の保護者や就学前機関における認知度は高まっていると考えられます。今後も、切れ目ない支援に繋げるため、保護者、就学前機関、教育相談所およびこども家庭センターに向けて「就学支援シート」の重要性および有用性を周知し、有効な活用を推進します。

【市立小学校に入学した新1年生の就学支援シート利用状況】



## (2) 連携型個別指導計画の作成と活用

児童・生徒一人ひとりの障害の特性や教育ニーズに応じてきめ細かな支援を行うため、保護者の理解と協力を得ながら、教育課程や指導計画、学校生活支援シート<sup>\*5</sup>等を踏まえた個別指導計画を作成し、個に応じた指導の充実を図ります。

また、特別支援教室の巡回指導教員と在籍学級担任が連携し、指導目標や内容を共有した連携型個別指導計画<sup>\*6</sup>を作成し、双方が緊密に協力を図ります。

さらに、作成方法等に関する研修会を継続的に実施するとともに、特別支援教育コーディネーター連絡協議会において、実践例を共有し、各校での活用を促進していきます。

## (3) 特別支援学級介護員、学校教育活動支援員 およびスクールカウンセラー等の配置の拡充

特別支援学級や通常学級において、児童・生徒一人ひとりの障害の特性や教育ニーズに応じた支援を行うため、特別支援学級介護員<sup>\*7</sup>、学校教育活動支援員<sup>\*8</sup>を配置しています。

近年、特別な支援が必要な児童・生徒が増加傾向にあり、特別支援学級介護員および学校教育活動支援員の配置の重要性が高まっています。東京都の支援員配置補助事業を活用し充実を図るとともに、待遇改善を行い、配置回数や配置時間の見直しに取り組んでいきます。

また、発達障害や不登校傾向の児童・生徒への支援を担当するスクールカウンセラーについても、都へ配置拡充を働きかけていきます。

## 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について

文部科学省では、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査を平成24年に実施後10年が経過しました。この間、発達障害を含め障がいのある児童生徒をめぐる様々な状況の変化があったこと等を踏まえ、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とするため、令和4年に本調査を実施しました。

前回の平成24年調査の小・中学校6.5%から2.3ポイント増加し、小・中学校の35人学級で3人程度は特別な教育的支援が必要であることが明らかとなりました。

※本調査は、平成14年調査、平成24年調査と対象地域や一部質問項目等が異なるため、単純比較することはできないことに留意。

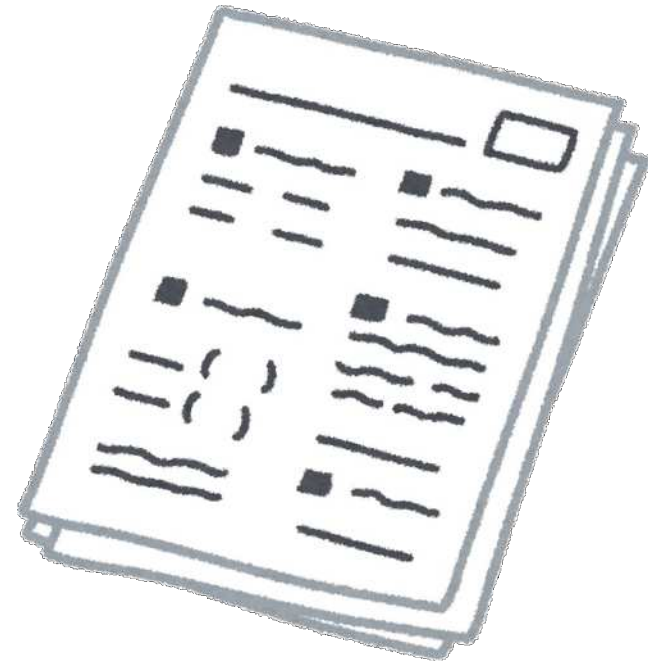
【表 調査結果の推移（小学校・中学校）】

項目	平成14年	平成24年	令和4年
学習面または行動面で著しい困難を示す	6.3%	6.5%	8.8%
学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%	6.5%
行動面で著しい困難を示す	2.9%	3.6%	4.7%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.2%	1.6%	2.3%

#### (4) 知能検査・発達検査の有効活用

知能検査・発達検査は、就学等の判定、指導目標・指導計画の作成等に活用されており、就学支援シートや行動観察等による実態把握と併せて、適切な学習指導・生活指導に結び付ける必要があるため、引き続き有効な活用を図ります。

また、東京都の支援事業により知能検査・発達検査の実施体制の充実を図ったところですが、検査の実施機関が少ないため、判定に時間を要する状況が続いています。この課題の解決に向け、知能検査・発達検査の実施機関の設置を都に働きかけていきます。



## 指針2 学校・家庭・地域および関係機関との連携などによる特別支援教育の体制を整備していきます。

### (1) 巡回・訪問相談の実施

青梅市では、特別な支援が必要な児童・生徒について、小・中学校の希望により大学教授等の学識経験者、特別支援学校教員、公認心理師、臨床心理士等の専門家を派遣し、行動観察や指導方法に関する助言等を行う巡回・訪問相談を実施しています。

また、幼稚園・保育所等に対しては、幼稚園・保育所等担当課において巡回・訪問相談を実施しています。

今後も、乳幼児期から学齢期にかけて切れ目のない支援を行うため、巡回・訪問相談資料を共有するなど巡回・訪問相談担当部署や関係機関の連携を強化し、事業を継続していきます。

### (2) 幼稚園・保育所等との連携による就学移行支援体制の充実

特別支援教育においては、早期発見と早期支援の視点から、適切な就学と継続的な支援の充実が重要です。幼稚園・保育所等で特別な支援を必要とする幼児に携わる職員に対しては、その支援の有用性や重要性を理解いただくとともに、専門性を高める研修を充実させ、幼児期から適切な対応を図るとともに、就学相談に関する資料や就学支援シートの作成等を通じて小学校へ支援が引き継がれるような体制づくりを推進します。

また、幼稚園・保育所等と小学校が連携を強化するため、巡回・訪問相談の情報を共有するなど、就学前情報を効果的に活用できる仕組みを整え、充実を目指します。

### (3) 就学相談体制の充実

近年、特別支援学級等への就学・転学に関わる就学相談件数は増加傾向にあります。保護者が安心して相談できる環境を整えるため、関係機関と連携し、就学相談<sup>\*9</sup>の概要や手続きの周知など、就学相談に関するガイダンスを実施していきます。

また、就学相談は、就学先決定時に留まらず、就学後の児童・生徒の適応状況等に応じた、支援についての相談や助言を継続的に行うことが重要です。就学相談の制度を広く周知するとともに、各学校の校内委員会と協力し、相談を受けた児童・生徒のフォローアップを行い、必要な支援を提供します。

【相談件数の推移】



#### (4) 特別支援学校との連携による 支援体制の構築

青梅市のエリア・ネットワーク<sup>\*10</sup>のセンター校である都立羽村特別支援学校や市内の都立青峰学園との連携をより一層強化するため、市立小・中学校を巡回する東京都のセンター的機能専門員<sup>\*11</sup>のセンター的機能の活用についての助言等を通じて専門性向上事業の成果の周知・普及を行います。

また、巡回・訪問相談や特別支援教育に関する研修への教員の派遣、特別支援学級等への訪問指導などを通じて、特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育に係る支援体制をより充実させます。

#### (5) 学校間の連携による中学校・高等学校への 移行支援、進路指導の充実

特別な支援を必要とする児童・生徒が切れ目ない支援を受けられるよう、学校間の接続を意識した教育課程の編成や指導方法の工夫を促進し、連携強化を図ります。都立高校における通級指導の実施や東京都による保護者向け情報提供の呼び掛けを受け、発達障害のある生徒に関する資料や情報の円滑な引継ぎの必要性がますます高まっています。これらを踏まえ、関係機関と協力し、引継ぎ体制および学校間の連携による進路指導のさらなる充実を図ります。

## (6) 明星大学等との連携

青梅市では、明星大学と連携し、特別支援教育を専攻する学生による発達障害のある児童・生徒との交流事業や教育インターンシップ、巡回・訪問相談事業を展開しています。

今後も、特別支援教育の充実を図るため協力関係を深化させるとともに、大学生支援員の受け入れなど、多様な連携事業を推進していきます。



地域連携事業（青梅キャンプ）の様子

## (7) 医療的ケア体制の確立

青梅市では、市立小・中学校における医療的ケア<sup>\*12</sup>の安全かつ適切な実施を目指し、令和4年10月に「青梅市立学校医療的ケア実施要綱」を制定し、医療的ケア児への支援を行っています。

また、令和6年度から「医療的ケア児等市内連絡会」が設置され、日ごろから、関係部署間で情報共有を進め、医療的ケア児の就学が予定される場合は、事前に必要な支援と実施可能な対応を整理の上、受け入れ体制を整えることとしています。

医療的ケアは、種類や頻度が多様であり、画一的な対応が難しいため、様々な症状の医療的ケア児への対応方法等や医療的ケア児の校外学習等への参加方法の検討を進めています。引き続き、先進事例も参考に専門性のある看護師等の配置等、実施体制を強化するとともに、必要に応じ教職員向けの理解研修を実施します。

## 指針3 特別支援教育に関する教員・支援員等の専門性の向上を図り、学校における指導力を高めていきます。

### (1) 校内委員会の充実等による校内連携の促進

青梅市内全小・中学校に設置された校内委員会<sup>\*13</sup>は、発達障害を含む障がいのある児童・生徒への支援体制構築の中心的役割を担い、特別支援教室の導入に伴い、その重要性が一層高まっています。委員会にはスクールカウンセラーや特別支援教室巡回心理士等<sup>\*14</sup>が参加し、専門的助言を通じて校内委員会の機能強化を図っています。

また、校長のリーダーシップのもと校内連携を促進し、支援を要する児童・生徒の状況や具体的な取り組みを共有することで、学校全体で包括的な支援体制を整備していきます。

### (2) 特別支援教育に関する研修の充実

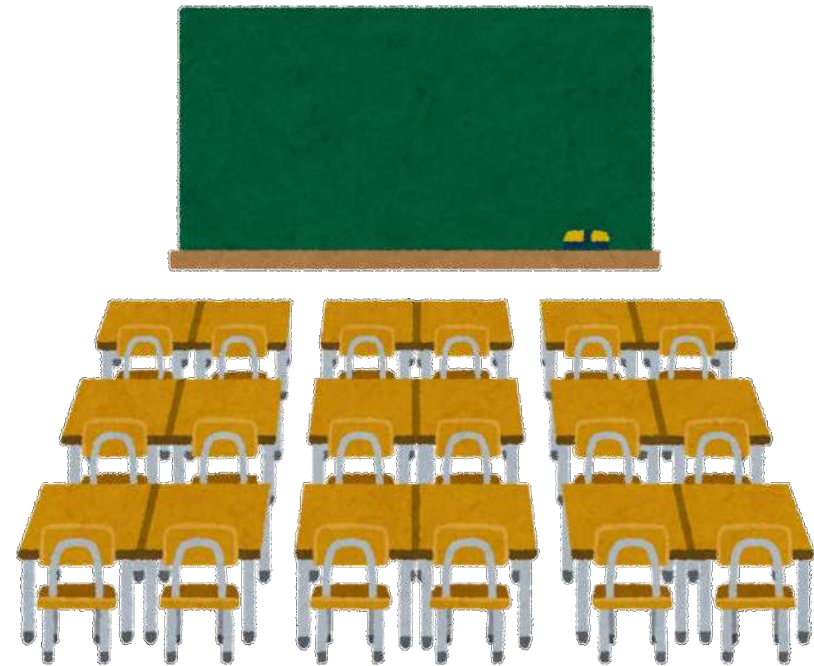
特別な支援を必要とする児童・生徒数は増加傾向にあり、特別支援教育に関する知識と能力を備えた教員の育成が急務となっています。特別支援教育の充実には、特別支援学級介護員や学校教育活動支援員の専門性向上に加え、小・中学校の教員や就学前機関職員の特別支援教育に関する理解促進が不可欠です。この取り組みを進めるため、特別支援学校教員、公認心理師、臨床心理士などによる計画的な研修を実施し、特別支援学校と小・中学校との連携を強化することで、各学校における理解深化と支援体制の充実を図ります。

### (3) 特別支援教育コーディネーターの 資質の向上

校内委員会の運営を担う特別支援教育コーディネーター\*15には、より高度な専門性が求められます。そのため、経験年数や役割に応じた定期的な研修を実施し、東京都が実施する研修への参加も促進します。

また、研修で得られた知識やノウハウをコーディネーター連絡協議会を活用し、他校のコーディネーターへ共有することで全体の資質向上および専門性向上を目指します。

なお、特別な支援を必要とする児童・生徒の増加傾向に伴い、コーディネーターの負担が増加していることも踏まえ、都の業務補助事業の活用を検討します。



## 指針4 児童・生徒の多様な教育ニーズに対応するため、 教育環境の整備を進めていきます。

### (1) 特別支援学級の増級・新設

特別支援学級<sup>\*16</sup>の増級は、児童・生徒の増加状況と各校の傾向を考慮しながら、対応を進めてきました。今後も、対象児童・生徒数を的確に把握し、学校施設の状況を踏まえつつ、適切に対応を行っていきます。

また、特別支援学級の新設に関しては、東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画に示された、特別支援学級在籍者・利用者数の推計値等を参考に、青梅市の児童・生徒数の推移や学校間の均衡を考慮しながら慎重に検討を進めます。

さらに、青梅市立学校施設のあり方審議会における学校施設再編に関する審議内容を注視し、設置校の配置変更や通学区域の見直しなども含めた具体的な対応を進めていきます。

### (2) 特別支援教室の充実

青梅市では、令和2年度に東小・中学校を除く全ての小・中学校で特別支援教室<sup>\*17</sup>の設置が完了し、在籍校で特別な指導を受けられる環境を整備しました。これにより、他校への移動が不要となり、通学の負担や在籍学級での授業参加が困難になることへの不安が軽減されています。

今後は、特別支援教室の運営をより適正化するため、入室・退室判定システムや指導方法の見直しを進めます。特に入室判定については、従来必須とされていた医師の診察記録を早期支援の実現のため、原則不要とすることについて、学校現場の意見、東京都および他自治体の見解等を参考に検討していきます。

また、巡回相談心理士の派遣事業を活用するとともに、特別支援教室専門員<sup>\*18</sup>が各教室での工夫や取り組みを各校に共有することで、指導や支援の質をさらに向上させることを目指します。

### (3) 特別支援学級等の指導内容の充実

特別支援教育の充実には、教室環境等の施設整備だけでなく、学級等における指導内容を充実させ、児童・生徒の多様な教育ニーズに対応することが重要です。そのため、特別支援学級等の教員の専門性を高めるための研修や実践的な研究授業等を行います。

また、特別支援学校との連携により特別支援学校の教員からの助言等を受け、指導方法等の改善を図ります。

### (4) ICT利活用の推進

教科指導の効果を高めたり情報活用能力を育成したり、さらには学習上、生活上の困難を克服するためには、ICT<sup>\*19</sup>の積極的な利活用が求められています。

一人一台端末をはじめとしたICT機器等を活用した授業改善の情報を広く共有し、引き続き、学習環境の整備を推進していきます。



## 指針5 特別支援教育に対する理解を すべての市民に広げていきます。

### (1) 特別支援教育・インクルーシブ教育への 理解・啓発活動の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒の個別ニーズに適した学びの場を周知し、障害の有無に関わらず互いに尊重し合える共生社会<sup>\*20</sup>の実現を目指します。そのため、講演会の実施やリーフレットの作成・配布、ホームページの充実、学校での情報発信などを通じて、児童・生徒、保護者、さらには講演会の実施により、市民への理解促進と啓発活動を推進します。

また、学校が実施する特別支援に関する研修の支援を行い、教職員の理解向上に取り組めます。

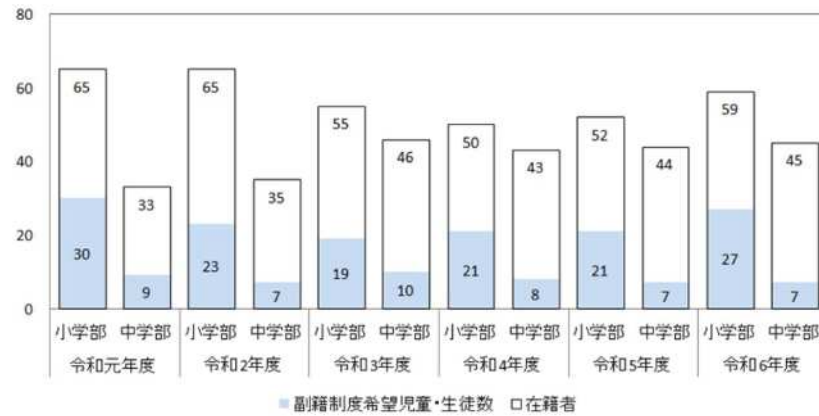
### (2) 副籍制度の推進

副籍制度は、特別支援学校に在籍する児童・生徒が、地域の小・中学校に副次的な籍を置き、直接的または間接的な交流を通じて、地域とのつながりを維持し、より深めていくための取り組みです。この制度を特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に対し、丁寧に説明し相談を受けながら周知を図り、保護者の意向を十分に聞き取り、地域指定校を決定していきます。

また、交流活動については、特別支援学校と地域指定校が相互理解を深めることが重要であることから、両校間の連携を一層推進していきます。

### (3) 交流および共同学習の推進

【特別支援学校在籍者と副籍制度希望者の推移】



特別支援学級と通常学級における交流および共同学習<sup>\*21</sup>は、全ての特別支援学級設置校で実施されています。この交流を支援し続けるとともに、副籍制度の活用を進め、地域の小・中学校と特別支援学校の児童・生徒との交流も促進し、障害の有無に関わらず、相互理解と思いやりを育み、互いを尊重し合う共生社会の実現を目指します。

#### (4) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進



児童・生徒一人ひとりのニーズに合った適切な学びの場を確保するため、特別支援学級等による特別支援教育を継続するとともに、先進自治体の視察や事例の研究も行い、共生社会の形成を目指すインクルーシブ教育を推進します。本計画にもとづき、各学校での特別支援教育体制を強化するとともに、研修等を通じて教員への理解を深め、情報共有や基礎的環境整備を促進します。

また、各学校では、校内での相談・支援体制を充実させ、教育委員会と連携し、児童・生徒本人と保護者の意思を尊重した合理的配慮の実現に努めます。



# IV 計画の推進体制

## 計画の推進体制

青梅市では、平成19年度から特別支援教育を推進するための組織として、医師、学識経験者、学校関係者、教育関係者、福祉関係者、関係機関等で構成する「青梅市特別支援教育推進協議会」を設置しています。

この協議会では、本計画にもとづき、今後の青梅市の特別支援教育を推進するための協議を行います。

委員構成および所掌事項は、以下のとおりです。

青梅市特別支援教育推進協議会	
委員構成	所掌事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師</li> <li>・ 学識経験者</li> <li>・ 幼稚園長</li> <li>・ 保育所施設長</li> <li>・ 社会福祉事業団の職員</li> <li>・ 特別支援学校の校長</li> <li>・ 小・中学校特別支援学級設置校の校長</li> <li>・ 小・中学校の校長</li> <li>・ 青梅市教育相談所所長</li> <li>・ 青梅市健康福祉部の職員</li> <li>・ 青梅市こども家庭部の職員</li> <li>・ 青梅市教育委員会事務局の職員</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 青梅市の特別支援教育にかかる基本計画および実施計画に関すること。</li> <li>2 青梅市の総合的な特別支援教育の体制の整備に関する施策の推進と評価に関すること。</li> <li>3 特別支援教育に対する理解の啓発に関すること。</li> <li>4 その他特別支援教育に関すること。</li> </ol>



## 青梅市特別支援教育推進協議会設置要綱

### 1 設置

青梅市における特別支援教育の円滑な推進を図るため、青梅市特別支援教育推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 青梅市の特別支援教育にかかる基本計画および実施計画に関すること。
- (2) 青梅市の総合的な特別支援教育の体制の整備に関する施策の推進と評価に関すること。
- (3) 特別支援教育に対する理解の啓発に関すること。
- (4) その他特別支援教育に関すること。

### 3 組織

推進協議会は、次に掲げる者のうちから青梅市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱または任命する委員27人以内をもって組織する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 幼稚園長
- (4) 保育所施設長
- (5) 社会福祉事業団の職員
- (6) 特別支援学校の校長
- (7) 小・中学校特別支援学級設置校の校長
- (8) 小・中学校の校長
- (9) 青梅市教育相談所所長
- (10) 青梅市健康福祉部の職員
- (11) 青梅市子ども家庭部の職員
- (12) 青梅市教育委員会事務局の職員

### 4 任期

委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### 5 会長および副会長

- (1) 推進協議会に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員の互選による。
- (3) 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### 6 会議

推進協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

### 7 部会

- (1) 推進協議会に、所掌事項に関する調査・検討等を行うための部会を置くことができる。
- (2) 部会の構成および運営に関しては、推進協議会が定める。

### 8 委員以外の者の出席等

推進協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席せ、意見を求めることができる。

### 9 報告

会長は、教育長に対し、必要に応じて推進協議会の検討経過および結果を報告する。

### 10 庶務

推進協議会の庶務は、青梅市教育委員会特別支援教育担当課において処理する。

### 11 その他

この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 12 実施期日

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

### 13 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成21年6月1日から実施し、平成21年4月1日から適用する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。

# V 參考資料

## こどもへのアンケート結果



青梅市の特別支援教育の現状の確認、今後の取り組みのため、一部の特別支援学級児童・生徒にアンケートを実施しました。

- 1 実施期間：令和7年9月2日～19日
- 2 実施方法：記述式
- 3 対象校および人数：特別支援学級設置小・中学校各1校：98人
- 4 回収数（回収率）：71人（72.4%）

アンケート項目、回答は下記のとおりです。

項目	楽しい	どちらかといえば 楽しい	どちらかといえば 楽しくない	楽しくない	回答 なし
1 今の学校生活は 楽しいですか	36	28	2	4	1
結果の割合	90.14%		8.45%		-
コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達と遊んだり勉強が楽しい。</li> <li>・私にちょうどいいし、友達に会うのが楽しい。</li> <li>・全然イライラしない。</li> <li>・友達や先輩などと話すのが楽しいです。</li> <li>・多くの学習ができるし、先生も優しいから。</li> <li>・周りの先生や同級生のおかげで楽しく過ごせている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校がきらいだからです。</li> <li>・勉強がいやだから</li> </ul>		-

2	<p>学校でどんなことができると良いと思いますか</p> <p>・タブレット勉強ができると良いと思います。・グループの勉強・6年生たちが、1,2年生と遊んであげる。・みんなでお祭りをしたい。宿泊。・今のままでいい。・パソコンの授業を多くしてほしい。・新しいICTで色々な勉強をしてみたい。・学業用タブレットでの授業を増やしてほしい。・このクラスには他人の気持ちが分からない、想像できない人がいるので、そこらへんの教育ができると良いです。・他学級との交流をもっと増やせると良いと思う。・仲間で協力することができるように、ちょっとしたゲームや行事を多くした方がよいと思う。・学校で特別支援学級の授業の時、サポートする先生を増やしたい。</p>
3	<p>将来、どのような仕事をしたいですか。</p> <p>・クレープ屋・Youtuber・警察官・アイドル・先生・パン屋、パティシエ・看護師、医療従事者・ダンサー・宇宙飛行士・農家・学童の先生・サウンドクリエイター・お笑い芸人・ゲームクリエイター・イラストレーター・人の役に立てる仕事・料理系の仕事・鉄道運転士・IT系の仕事 など</p>

アンケートの結果、9割の児童・生徒が学校生活は楽しいと答えていることから、適正な就学先が選択されていると考えられます。学習意欲も高く、将来の夢を持ちながら学校生活を送っていることから、本市の特別支援教育は概ね順調に進んでいると捉えています。

## 青梅市特別支援教育実施計画第七次計画の策定経過

開催日	検討内容等
令和6年 11月14日(木)	第2回青梅市特別支援教育推進協議会 青梅市特別支援教育実施計画第六次計画の取組状況について
令和7年 1月27日(月)	第3回青梅市特別支援教育推進協議会 青梅市特別支援教育実施計画第七次計画の策定について
5月26日(月)	第1回青梅市特別支援教育推進協議会 (1) 青梅市特別支援教育実施計画第七次計画の策定について (2) 青梅市特別支援教育推進協議会部会の設置について
8月19日(火)	第1回青梅市特別支援教育推進協議会部会 青梅市特別支援教育実施計画第七次計画(素案)の検討
10月14日(火)	第2回青梅市特別支援教育推進協議会部会(書面会議) 青梅市特別支援教育実施計画第七次計画(素案)の検討
11月13日(木)	第2回青梅市特別支援教育推進協議会 青梅市特別支援教育実施計画第七次計画(素案)について
令和8年 1月7日(水)	第10回青梅市教育委員会定例会 青梅市特別支援教育実施計画第七次計画(素案)について
1月26日(月)	第3回青梅市特別支援教育推進協議会 青梅市特別支援教育実施計画第七次計画(案)について
2月19日(木)	第12回青梅市教育委員会臨時会 青梅市特別支援教育実施計画第七次計画(案)について
3月24日(火)	経営会議 青梅市特別支援教育実施計画第七次計画について(報告)



## 青梅市特別支援学級設置状況一覧

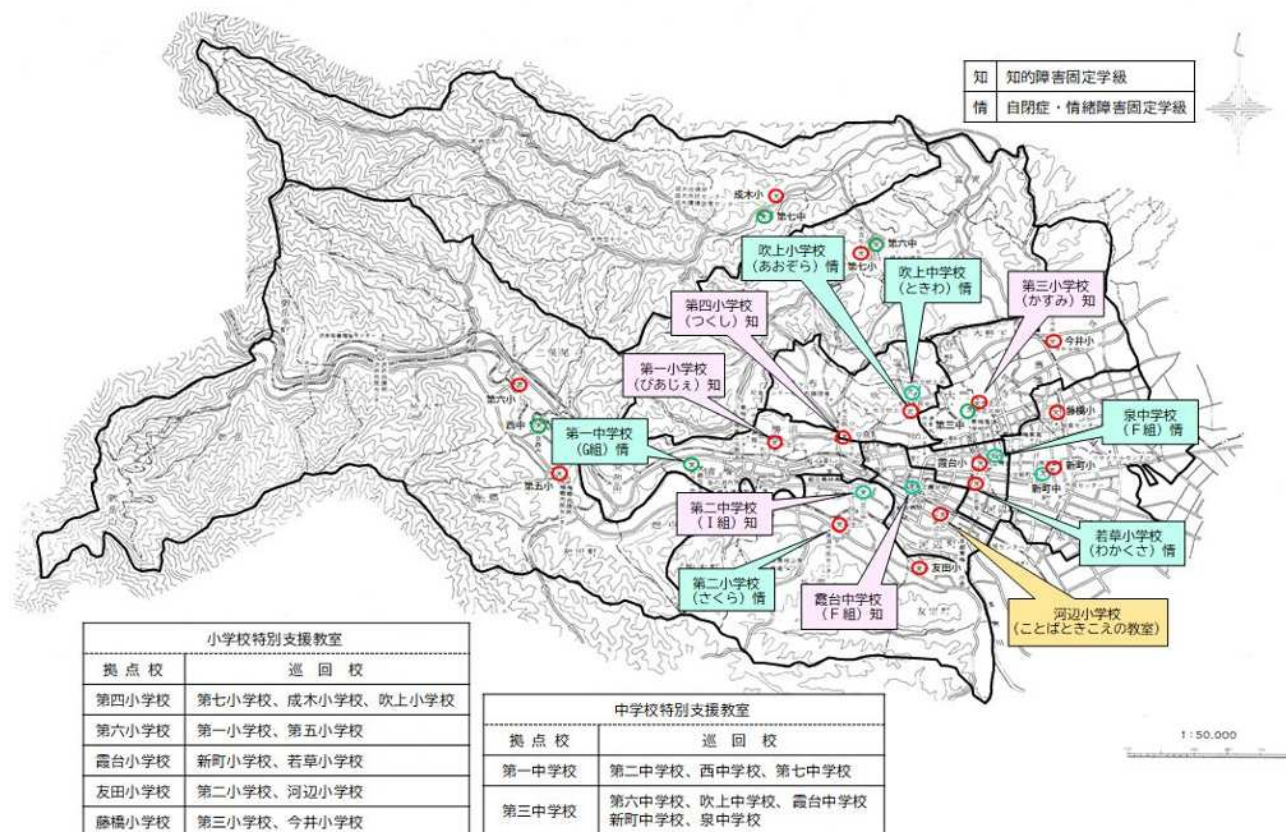
(令和7年5月1日現在)

区分		学校名	学級名	児童 生徒数	学級数	開設 年月		
小 学 校	固 定 学 級	知的障害	第一小学校	びあじえ学級	25	4	S53.4	
			第三小学校	かすみ学級	47	6	H18.4	
			第四小学校	つくし学級	33	5	S32.6	
		自閉症 情緒障害	第二小学校	さくら組	78	10	H22.4	
			若草小学校	わかくさ学級	73	10	S62.4	
			吹上小学校	あおぞら学級	62	8	H30.4	
	通 級	言語障害 難聴	河辺小学校	ことばときこえの教室	64	4	S48.4	
					7	1	S49.4	
	中 学 校	固 定 学 級	知的障害	第二中学校	I組	34	5	S42.4
				霞台中学校	F組	63	8	H18.4
自閉症 情緒障害		第一中学校	G組	42	6	H3.4		
		吹上中学校	ときわ学級	19	3	H26.4		
		泉中学校	F組	50	7	H18.4		

(令和7年5月1日現在)

区分	グループ	児童・ 生徒数	区分	巡回校	児童・生徒数	導入年度	
小 学 校 288 人	第六小グループ (わかすぎ)	65	拠点校	第六小	13	平成29年度	
				巡回校	第一小		28
			第五小		24		
	友田小グループ (くわのき)	44	拠点校	友田小	11		
				巡回校	第二小		11
			河辺小		22		
	第四小グループ (ひまわり)	65	拠点校	第四小	32	平成30年度	
				巡回校	第七小		5
			成木小		4		
	霞台小グループ (みらい Labo)	74	拠点校	霞台小	24		
巡回校				新町小	33		
			若草小	17			
藤橋小グループ (ふじのみ)	40	拠点校	藤橋小	11	平成31年度 (令和元年度)		
			巡回校	第三小		20	
		今井小		9			
中 学 校 117 人	第一中グループ (やわらぎ)	42	拠点校	第一中		14	平成31年度 (令和元年度)
				巡回校		第二中	
			西中			11	
	第三中グループ	75	拠点校	第三中	10	令和2年度	
				巡回校	第六中		0
			霞台中		14		
			吹上中		14		
			新町中		21		
			泉中	16			

# 小・中学校特別支援学級、特別支援教室の配置図



# 青梅市立の小・中学校と特別支援学級、特別支援教室、周辺の特別支援学校

- ◆小学校  
第一小学校  
第二小学校  
第三小学校  
第四小学校  
第五小学校  
第六小学校  
第七小学校  
成木小学校  
河辺小学校  
新町小学校  
霞台小学校  
友田小学校  
今井小学校  
若草小学校  
藤橋小学校  
吹上小学校  
東小学校
- ◆中学校  
第一中学校  
第二中学校  
第三中学校  
西 中学校  
第六中学校  
第七中学校  
霞台中学校  
吹上中学校  
新町中学校  
泉中学校  
東中学校

## 通常学級

### 通級指導学級 特別支援教室

知的障害、情緒障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症またはそれに類するもの(自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群など)、言語障害、難聴等  
ただし、知的障害の特別支援教室はありません。

- ◆小学校  
【言語障害・難聴通級指導学級】  
河辺小学校に配置  
ことばときえの教室 TEL 22-2103

### 【特別支援教室】 全小学校に設置

拠点校	巡回校
第四小学校	第七小学校、成木小学校 吹上小学校
第六小学校	第一小学校、第五小学校
霞台小学校	新町小学校、若草小学校
友田小学校	第二小学校、河辺小学校
藤橋小学校	第三小学校、今井小学校

### ◆中学校 【特別支援教室】 全中学校に設置

拠点校	巡回校
第一中学校	第二中学校、西中学校 第七中学校
第三中学校	第六中学校、霞台中学校 吹上中学校、新町中学校 泉中学校

### 特別支援学級(固定)

- ◆小学校  
【知的障害】  
第一小学校(びあじえ学級) TEL 23-8388  
第三小学校(かすみ学級) TEL 31-7288  
第四小学校(つくし学級) TEL 22-7268

- 【自閉症・情緒障害】  
第二小学校(さくら組) TEL 22-7290  
若草小学校(わかき学級) TEL 31-3117  
吹上小学校(あおぞら学級) TEL 22-8301

- ◆中学校  
【知的障害】  
第二中学校(1組) TEL 22-1034  
霞台中学校(F組) TEL 24-4535

- 【自閉症・情緒障害】  
第一中学校(G組) TEL 21-3022  
吹上中学校(ときわ学級) TEL 24-1883  
泉中学校(F組) TEL 31-2431

### 特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、  
知的障害、肢体不自由  
病弱

### <東京都立特別支援学校>

青峰学園 TEL 32-3811  
小・中・高(肢体不自由)  
高就業技術科(知的障害)

羽村特別支援学校(知的障害)  
TEL 042-554-0829

光明学園特別支援学校(病弱)  
TEL 03-3323-8421

八王子盲学校(視覚障害)  
TEL 042-623-3278

立川学園(聴覚障害)  
TEL 042-523-1358

### 特別支援教室とは？

巡回指導教員が拠点校から各学校に出向き、在籍学級担任との相談の上、児童・生徒の障害の状態に応じた指導を実施します。特別支援教室での指導は、「自立活動」であり教科指導ではありません。

特別支援教室の対象は、知的障害がなく「自閉症」、「情緒障害」、「学習障害」、「注意欠陥多動性障害」があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒です。

不登校の児童・生徒は対象になりません。

特別支援教室での指導については、保護者との合意のもとづいて、各学校の校長から申請し、青梅市教育委員会が決定します。

- ・特別支援教室の対象は、「自閉症」、「情緒障害」、「学習障害」、「注意欠陥多動性障害」があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒です。
- ・不登校の児童・生徒は対象になりません。

# VI 用語解説

## 用語解説

※「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」等より引用

### \* 1 特別支援教育（8ページ）

特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものである。また、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在および将来の社会にとって重要な意味を持っている。

### \* 2 インクルーシブ教育（8ページ）

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育を推進するため、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流および共同学習など、障害の有無に関わらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、多様な学びの場を備えた教育の促進に向けた取り組みを行うこと。

### \* 3 発達障害（9ページ）

発達障害者支援法の定義では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとなっている。

### \* 4 就学支援シート（18ページ）

特別な支援が必要な児童が豊かな学校生活を送ることができるよう、障害の様子や指導の手立て・手掛かり、就学後も引き継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、切れ目ない支援に繋げるため、就学前機関から小学校等に引き継いでいくもの。

### \* 5 学校生活支援シート（19ページ）

本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して幼児・児童・生徒を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツールである。文部科学省では「個別の教育支援計画」という名称であるが、都では、幼児・児童・生徒の学校生活を支えることが支援の中核になることから、学校生活支援シートと呼ぶ。

### \* 6 連携型個別指導計画（19ページ）

学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導計画。児童・生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導を連携して行うことができるよう、特別支援教室の巡回指導教員と在籍学級担任等が協働で、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し作成する。

### \* 7 特別支援学級介護員（19ページ）

小・中学校の特別支援学級（固定学級）において、授業時や生活および自立活動の介助を行う者。

### \* 8 学校教育活動支援員（19ページ）

小・中学校の通常学級において、教室で学習ができてにくい児童・生徒および発達障害等により特別な支援を必要とする児童・生徒への教科指導や生活指導等の支援を行う者。

### \* 9 就学相談（23ページ）

特別な支援が必要と思われる幼児・児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談。

## 用語解説

### \*10 エリア・ネットワーク (24ページ)

各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関等が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するネットワーク。

### \*11 センターの機能専門員 (24ページ)

区市町村立小・中学校を巡回し、センター的機能の活用についての助言等を通じ、専門性向上事業の成果の周知・普及を図り、センター的機能の活用を推進するため、東京都教育庁に配置されている。

### \*12 医療的ケア (25ページ)

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理、導尿等の医療行為のこと。

### \*13 校内委員会 (26ページ)

校内における特別な支援が必要な児童・生徒の実態把握や支援策の検討・調整等を行う学校内の組織。

### \*14 特別支援教室巡回心理士等 (26ページ)

特別支援教室を巡回し、児童・生徒の障害の状態を把握し、指導上の配慮について教員に助言を行う「臨床発達心理士」、「特別支援教育士」、「学校心理士」または「公認心理師」のいずれかの資格を有する者。

### \*15 特別支援教育コーディネーター (27ページ)

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整および保護者に対する学校の窓口として、特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

### \*16 特別支援学級 (28ページ)

小・中学校に障害の種類ごとに置かれる少人数の学級。青梅市では、知的障害固定学級、自閉症・情緒障害固定学級、言語障害・難聴通級指導学級を設置している。

### \*17 特別支援教室 (28ページ)

知的障害がなく発達障害等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とし、教員が巡回指導することによって、特別な指導を在籍校で受けられるようにするための教室。

### \*18 特別支援教室専門員 (28ページ)

特別支援教室の円滑な運営のために配置される者で、校内や巡回指導教員、巡回心理士との連絡・調整、教材や指導記録の作成等を行う。

### \*19 ICT (29ページ)

ICTとは、「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味する。

ICTには「Communication (通信、伝達)」という言葉が入っており、ITよりもコミュニケーションの重要性が強調されている。単なる情報処理にとどまらず、インターネットを利用した情報や知識のやり取り、人と人をつなぐ役割を担っており、それを教育現場で活用するICT教育が進められている。

### \*20 共生社会 (30ページ)

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う我が国が目指すべき社会のこと。障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる社会のこと。

### \*21 交流および共同学習 (31ページ)

障害の有無に関わらず活動が共にする機会。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。





Ome Blue®

青梅市特別支援教育実施計画第七次計画

令和8年3月発行

青梅市教育委員会学校教育部学務課